

自治体システム等標準化検討会分科会（第13回）  
議事概要

日 時：令和3年12月23日（木）14時00分～

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課長

千葉 大右 船橋市情報システム課課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

向山 泰晴 藤沢市総務部情報システム課長

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

平松 弘三 倉敷市デジタルガバメント推進室主任（代理出席）

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

藤井 敏久 京都府町村会業務課長

押田 格 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム  
全国センター（代理出席）

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副セン  
ター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画企画部担当部長

前田みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー

長谷川 孝 総務省自治行政局住民制度課長

光永 祐子 総務省自治行政局住民制度課理事官

影山 直志 総務省自治行政局住民制度課課長補佐

田中 良斉 総務省自治行政局マイナンバー制度支援室長

池田 敬之 総務省自治行政局デジタル基盤推進室長

羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室理事官

植田 昌也 総務省自治行政局市町村課長

細美 和彦 総務省自治行政局地域情報化企画室課長補佐

堀島 佑月 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐

（ゲストスピーカー）

永井 茂薫 新宿区戸籍住民課戸籍住民課住民記録係基幹業務システム主査  
高澤 圭介 富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第四ソリューション部マネージャー  
西村 一幸 日本電気株式会社公共システム開発本部主任  
吉田 匡一 株式会社両毛システムズ公共ソリューション第1部公共ソリューション第1課課長  
川口 真人 富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部本店営業部営業2課課長  
諏訪 兼也 株式会社日立システムズ公共・社会パッケージ事業グループ公共パッケージ事業部第三開発本部第一開発部技師  
金井 智洋 日本加除出版株式会社顧問  
大森 貴也 法務省民事局民事1課戸籍指導係

#### 【議事】

1. 戸籍附票の標準化に向けた検討について
2. 自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書について

#### 【概要】

##### ・状況報告・意見交換

##### (1) 戸籍附票の標準化に向けた検討について

事務局より資料「資料1 戸籍附票システム標準仕様書(案)説明資料.pdf」「資料2 戸籍附票システム標準仕様書案.pdf」「資料3 戸籍附票システム標準仕様書業務フロー案.pdf」「資料4 住民記録・印鑑登録システム標準仕様書・附票部会報告書との比較表.pdf」の説明を実施。

##### ・論点 1: 戸籍の附票データの管理項目について

- 備考欄、メモ欄ともに実務上用途が存在するため必要である。
  - 備考欄の要否は検討が必要。メモ欄は実務上有益な機能である。
  - 備考欄とメモ欄の位置づけ、目的の違いをご説明いただきたい。
  - 仕様書 p26 に記載の通り、備考欄は戸籍の附票の写し等に出力される事項としており、公証する際に異動事由を表示することを想定している。メモ欄は外部に公表することは想定していない。
- 世帯主氏名について、現状、表示を要望されていない。表示させた場合の懸念として、離婚により戸籍を分けたうえで数日後に転居した場合、戸籍の附票に元配偶者の氏名が記載されてしまう可能性がある。その場合、世帯主氏名を記載したくな

- いという要望が見込まれるため、一部証明が必要となる。
- 世帯主氏名を記載したうえで本人に証明することは想定していなかった。離婚時の旧姓の扱いに関しては、ベンダに実態を伺いたい。
- 現行事務において使用実績がないため、不要である。
- 他市と同様、不要である。
- 現時点で管理していないため、不要である。

・論点 2: 除票のイメージデータの解像度について  
本分科会において議論はなし。

・論点 3: 異動事由

- 現行案は住民票の異動事由をベースとして記載されているが、詳細な事由は不要。現状、戸籍の附票の異動は戸籍に基づく記載や削除、住所欄の追記及び職権削除等の事由が存在する。そのため、国内転入や出生などは不要。通知に基づく異動か、その他の事由による異動かの区別ができればよい。
- 住民記録システムや戸籍情報システムで確認を行えば異動事由の確認は可能であるが、戸籍の附票においてどの程度異動事由を保有すべきか伺いたい。異動事由を絞るべきという意見があれば対応可能。現行案では、戸籍附票システムにおいて異動事由詳細が確認できる状態を想定している。そのため、住民記録システムの異動事由をベースとした。本来は戸籍の届出起因の異動について戸籍システムにおいて定義されている異動事由も盛り込むべきだが、現状、ベンダの裁量次第となっている。
- 今の意見と同様、異動事由を絞って管理しても良いのではないかと考える。

・論点 4: 支援対象者管理

- 戸籍附票において支援措置が実施された場合、戸籍本体においても同時に支援措置を実施しているのではないか。
- 戸籍本体においても同時に支援措置を実施しているか否かについて、対応方針を法務省より示されているのではないか。
- 実運用上、戸籍の附票における抑止対象者の戸籍に対して一律で抑止を設定していない。戸籍の記載を確認し、住所が探索される恐れがある場合には戸籍に抑止を設定している。
- 自治体に対しては、戸籍において住所地が探知される恐れがある場合に注意することとしている。今後の運用方法は検討中である。現状は戸籍の附票に対する抑止設定と連動することについては想定していない。
- 戸籍の附票において抑止設定がされている場合、戸籍システムにアラート等で周知する機能の要否についてご意見いただきたい。
- 戸籍の証明書発行時には、アラート機能が必要。

- 戸籍の中には住所が含まれていないケースも想定されるが、その場合にもアラート機能は必要か。
- 証明発行時に戸籍の附票で支援措置を受けているか否かは重要な情報である。交付時に戸籍の附票で抑止設定されている際は、従前本籍地が現住所と同じである等、戸籍の事項の中に住所を探索される恐れのある情報の有無を確認したうえで証明交付をするため、いずれにしてもアラート機能は必須機能である。
- 戸籍附票から戸籍へのアラート機能は必要である。

○支援措置関連の者が来庁した際は、住民記録担当の方に案内している。戸籍附票システムとして管理する必要はないと考える。住民記録システムから戸籍附票システムへの連携は必要である。支援措置は住所を非公表とするための制度であるため、連携は住基を基に実施すべき。

- 現状の支援措置情報は、住民記録システム側から戸籍附票システム側へ連携し、その後戸籍情報システム側に連携されるものと理解している。
- 同認識であり、支援措置情報は一元管理することが望ましい。
- 制度的観点からは一元管理は可能といえるか。
- DV 支援措置自体が法律に記載されていないため、DB を一元化することに関して法律的制約は存在しない。また、標準仕様書の記載においても、DB を共通化することを妨げるものではない。
- 支援措置情報を管理する機能、または独自システムが必要であると考え。新宿区においては、別システムで支援措置情報を管理している。なお、住所と本籍が同一の市区町村内に存在する際の支援措置に関する申出は、住所地として受付を行っている。
- 筑西市においても、支援措置の届出は住民記録側で受付を行う。連携機能は必要。
- 支援措置情報の管理は複数の業務システムをまたがる内容であり、カスタマイズや個別開発を避けるためにも、データ管理主体を明確に定める必要がある。
- デジタル庁では、連携要件において住民記録システムから必要な業務システムに連携することを考えている。
- その他ご意見等があれば、時間の制約上、後日別途いただきたい。

・論点 5: 審査・決裁機能について  
本分科会において議論はなし。

・論点 6: 一部証明に係る帳票について

- 平成 17 年 2 月 24 日の各自治体附票担当宛総務省通知において、「個人情報保護の観点から、戸籍の附票の写しの交付にあたっては、戸籍の附票に記載されている者のうち請求事由との関係で必要な者に係る部分に限って、交付することが

適当である」旨が記載されており、これをもって一部証明の取り扱いが読み取れるものと認識している。そのため、標準仕様書においても一部証明の定義づけが必要と考える。

- 通知は個人情報保護法の留意事項として示している。準じた取り扱いとしているが、解釈をどの程度柔軟にできるか、一部証明にも適応可能かについて検討させていただきたい。
- 戸籍の附票の証明書の「全部証明」「一部証明」の表記に関して、この名称には法的根拠がなく、平成5年度の附票部会の報告書において、戸籍の証明書に準じて記載した。この表記について、当時の法務省、自治省等の関係者より特段意見はなかった。法的根拠があるものではないため、資料5のNo.1, No.7の意見のとおり、名称がわかりにくい等あれば名称変更の検討も必要。
- 性別の記載の省略については、ニーズが一定程度あるのではないか。性別の記載については選択制とすべき。
- 資料5のp8にあるとおり、法律上は省略対象となっていないため、現行法においては難しい。一方、一部証明があり得るのであれば、性別の扱いについて検討の余地がある。

・論点7: 改製機能の実装について  
本分科会において議論はなし。

・論点8: 氏名のフリガナおよび戸籍の読み仮名への対応について  
本分科会において議論はなし。

・論点9: 戸籍情報システムと管理を共有する機能について

- 戸籍附票システムと戸籍システムで共通機能とする機能については、実装上共通であったとしても仕様書において明記する必要がある。
- ごもつともである。実装面として共通であったとしても、戸籍附票仕様書には記載が必要である。
- 共通機能も記載する方針であると理解した。

○電算化を実施した際、住民票と戸籍の附票に記載されている住所の突合作業を実施したが、不一致となるケースがあった。現在も一致しないケースが確認されている。住所地と本籍地が同一自治体である住民を抽出し、戸籍の附票上の住所と住民票上の住所を突合する機能が必要である。

○庁内の意見を集約の上、事務局に送付することは問題ないか。

- 資料5に前回分科会後に受領した意見も記載されており、今回についてもご意見をいただきたい。

## (2) 今後の住民記録システム標準仕様書の改定における修正点について

総務省より資料「資料6今後の住民記録システム標準仕様書の修正点案.pdf」の説明

### 1. 住民記録システムにおける除票の取り扱い方針の整理

除票 DB 回復時の職権記載について、欠損した情報を職権記載することは可能なのか。

→不足する情報をどの程度戻すかは議論の余地があるが、住民票の公証対象となっている情報は揃うと考えている。不足する情報があればご教示いただきたい。

→公証するに足りる情報を明確化していただきたい。経験上、情報は足りるものと考ええるが、情報が不足した際に問題が生じないか気になる。除票 DB に存在するデータで足りると考えていることは承知した。

### 2. オンライン化に係る仕様書策定に伴う住民記録システム標準仕様書修正

○デジタル庁の実証実験の検証後、引っ越しワンストップや転入予約に関する議論は改めて検討がされるものと認識してよいか。

→標準化前にすべきこと、そして標準化に伴い仕様書に記載する内容について、デジタル庁と検討している。現在は標準化移行前の令和4年度までの対応に専念している状況であり、当該対応における方針がある程度定まり次第標準仕様書の内容に関する検討が本格的に可能となる。今後はどの程度住民記録システム側で対応が必要か確認し、必要に応じて仕様書の記載を追記・変更する。

→標準仕様書に記載する内容について、デジタル庁内部における方針はある程度固まっている。「デジタル庁においてステータスをマイナポータルに表示することができた場合に」と資料内に記載されているが、現状は各システムより情報が連携されない前提で検討を進めていたこともあり、今後調整が必要となる。仕様書が完成する8月までには提示できるよう、連携して検討していく。

→転出証明書情報は CS より連携されるため、必ずしも住民記録システムの対応が必須となるわけではないと考える。現行、住民記録システムはデータを取り込み、内容を確定した後でないとデータを送信できない。転出証明書情報は転入地へ CS より連携されるため、CS から各システムに送信する仕組みを構築してもよいのではないかと。その場合には、CS のみ改修すればよいこととなる。

→CS の役割は住基法令にも規定されており、住民記録システムとその他の通信を分断するために存在している。そのため、CS から各システムにデータを直接連携することは困難である。そのため、他システムへの連携を住民記録システムから実施するかを含め連携方法はデジタル庁と協議を重ねている。すべての対応を住民記録システム側で実施するとなった場合には、スケジュールを意識しながら取り組

- んでいかなければと認識している。
- 承知した。転入の場合には、どのような世帯構成の人が転入するのかという情報を他システムが事前に受領することが可能となれば、その情報に基づき、各部課における転入対応が可能となる。
- 確定情報ではないが、事前予約情報を各業務システムに連携する等を連携要件で検討している。ただし、自治体において、未確定情報の連携にどの程度ニーズがあるのか、どのような活用方法が想定されるかは確認が必要。(デジタル庁前田)
- 自治体によっては、仮登録の情報では対応を開始できない自治体も存在する。
- 当市の場合、仮登録の情報では活用が望めない。(倉敷市平松)
- 自治体に応じて方針が異なることは承知している。早めに検討情報の共有等をしてほしい。
- 住民記録システム側で受領する情報と宛名システム側で受領する情報が混在することが想定されるため、安易に仮登録情報を連携すべきではない。(藤沢市向山)
- 仮登録情報と異なる住所に転入するケースも想定され、その場合の対応方法・フローについても検討いただきたい。
- 事前予約情報をどのように活用するのかは、各自治体の運用方針に任せてもよいのではないかと。
- 子ども手当等申請のタイミングにより受給対象期間が定まるような申請において、仮に届出内容に不備がある等により修正をした結果、届出日が最終修正日となり、住民に不利益が生じるケースが発生しないか。
- 今後検討を進めていく必要がある。ぴったりサービスと申請管理システムの機能分担を含めて機能を定めていき、2022年8月には確定情報を提示する計画で進めている。現時点では自治体におけるニーズの調査を実施しており、それを踏まえて5月頃に一度情報を提示したい。
- システムの実装内容を定めるにあたり、ぴったりサービスにおいて転入届を提出する際の申請内容やチェック項目が情報として必要になる。可能な限り早めに共有いただきたい。
- ステータス管理機能含め、マイナポータルや申請管理システムにおける方針や実装方法が定まらない限り、住民記録システム側の対応も定まらない。
- 現場にて検証をしているため、認識している課題を別の機会に共有させていただきたい。
- 転入予約について、支所・出張所がある区市町村にあっては、どの支所・窓口に来庁予定か知ることが必要である。

### 3. 住民記録システム標準仕様書修正内容(オンライン仕様書関連を除く)

- 再転入者アラートに関して、住登外者について記載する想定か。
- 住登外者が再度転入した際に宛名番号を再取得するために設けている記載である。APPLICより、組み合わせでアラートを表示する機能を自治体がどの程度実装

しなくてはいけないのかということでご質問いただいたため、記載している。住登外の記載については、仕様書で定義している通り対象外としている。何か記載が必要なことがあれば検討したい。

- 本機能は住民票の除票を超えない範囲の内容として記載されていると解釈した。住登外が転入してきた際に従前自治体で使用していた宛名番号を付番し、実装している団体もあるのではないかと思う。この機能が「実装しない機能」に含まれるのかというところを確認したかった。事務局回答より、住登外者であるため、「実装しない機能」に含まれていると認識した。
- 標準仕様書はホワイトリストで記載されているため、記載されていない機能は実装しない機能にあたる。
- 同一住所に建物が複数存在する場合において、同一居住地か否かの判断が困難であると想定される。
- 都市部における課題であると認識した。現在も確認方法などは新宿区で工夫している点等があると想定するため別途ご意見いただきたい。
- 住所には方書も含まれるか
- 含まれる。

#### 閉会

- 分科会において発言できなかった事項がある方は、分科会后、事務局宛にご提示いただきたい。
- 意見は2022年1月14日までにご提示いただきたい。なお、次回分科会は2月中旬頃に開催し、今回示せなかった部分や分科会にていただいたご意見について議論する予定。

以上